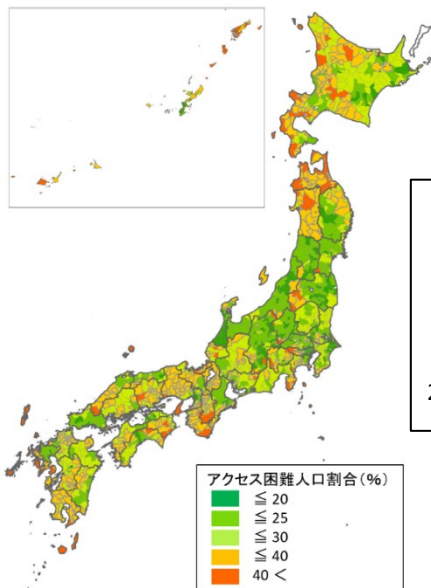


- 「食料安全保障」について、国際的には、食料の供給総量確保や不測時対応にとどまらず、「国民一人一人が健全な食生活を享受できること」を位置付けることが主流。
- わが国では、人口減少や経済成長が停滞する中で、経済的理由により十分な食料を入手できない方々や買物困難者が増加しているなど、平時における食料安全保障のリスクが顕在化。
- 2024年に改正された食料・農業・農村基本法において、国は、地方公共団体、食品事業者等と連携し、物理的・経済的要因にかかわらず、円滑な食品アクセスの確保が図られるよう、食料を円滑に提供するための環境整備等を講ずるものとする旨規定。

物理的アクセス

高齢化や単身世帯の増加等により、過疎地域のみならず都市部においても、自動車等の移動手段を持たない高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者（いわゆる買物困難者）が増えてきている。

○アクセス困難人口割合・市町村(2020年)



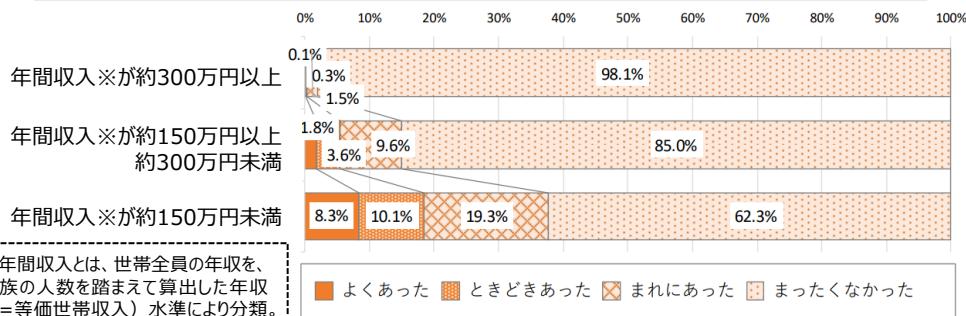
アクセス困難人口(参考)
 2005年 678.8万人
 2010年 733.2万人
 2015年 824.6万人
 2020年 904.3万人
 ※データ算出方法が異なるため
 2015年までと2020年は連続しない

資料: 農林水産政策研究所公表資料を基に作成
 注: アクセス困難人口とは、スーパーマーケット等の食料品店舗まで500m以上かつ自動車利用が困難な65歳以上の高齢者を指す。

経済的アクセス

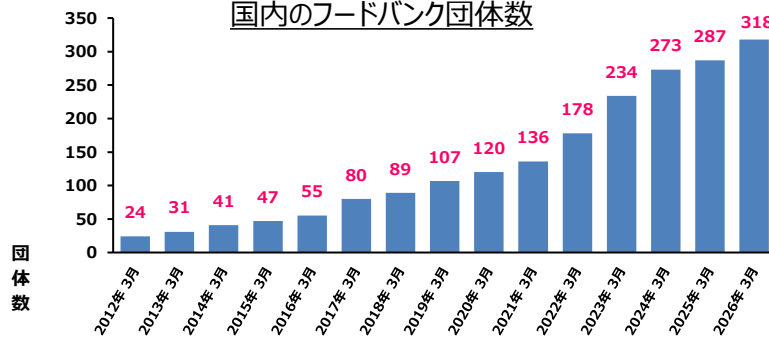
低所得者等の割合が増加する中で、経済的理由により十分な食料を入手できず、健全な食生活が実践できていない者の割合が増加していると考えられる。

経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかった経験(収入水準別)



出典: 「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」(内閣府)を基に農林水産省が修正を加えたもの

国内のフードバンク団体数



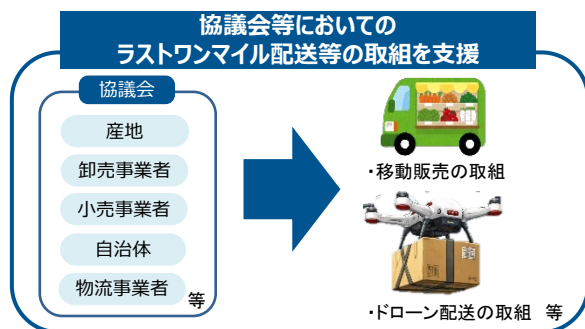
○具体的な食品アクセスの問題については、地域によって様々であり、その地域の実状に応じて取り組んでいく必要があるところ、

①買物困難者に関しては、地域・農村活性化、ラストワンマイル物流、地域交通、中心市街地・商店街活性化、過疎問題等

②経済的理由により十分な食料を入手できない方々に関しては、社会保障制度、児童福祉やこども支援、食品ロス削減、食育等

と密接に関係することから、関係省庁が連携して、食品アクセス問題に係る実態把握をしつつ、地域の取組を支えていく体制づくりが重要。

物理的アクセス関係支援策の例



地域の関係者で構成される協議会等における移動販売車の導入、ドローン配送の実証や、無人型店舗の設置等の支援を実施。



移動販売の様子

地域の関係者が連携して 取り組む体制づくり



市町村等を中心に地域の関係者が集まり、地域の課題に応じた取組を進める体制づくりに向けた支援を実施。



地域協議会の様子

経済的アクセス関係支援策の例



食品取扱量の増加を目指して、フードバンクやこども食堂等に対し、食品保管庫の拡大などの機能強化等に向けた支援を実施。



食品保管庫の様子

○令和8年3月31日に閣議決定した「総合物流施策大綱(2026年度～2030年度)」の期間では、2030年度に最大25%程度の輸送力不足が生じる可能性があることを踏まえ、ワーストケースであっても物流の停滞を招かないよう、最大26ポイント程度の輸送力を確保するための各種施策を用意し、輸送量の推移に応じて必要な施策を講じる。

○農水産物・食品は96.5%がトラック輸送。長距離輸送が多い、手積み・手下ろしが多い等の特徴があるため、パレット化による荷役効率化、中継共同物流拠点の整備、トラックから鉄道・船舶へのモーダルシフト等により、持続可能な物流を実現する必要がある。

【「総合物流施策大綱(2026年度～2030年度)」を踏まえた施策等による輸送力への効果】

	2030年度	物流大綱の目標値
必要な輸送力 ※2024年度の貨物輸送量(25.1億トン)を100とした場合	97～100～113 (24.3億トン～25.1億トン～28.4億トン)	
何も施策を講じなかった場合の輸送力不足(①)	▲7～▲15～▲25 (1.7億トン～3.8億トン～7.2億トン)	
「物流大綱」を踏まえた施策による効果(②) うちトラックドライバーの荷待ち・荷役等時間の短縮 トラックの積載効率の向上 陸・海・空の「新モーダルシフト」 宅配便の確実な受け取り ドローンでのラストマイル配送 その他(トラック輸送力拡大等)	+25.7 +7.5 +6.6 +6.4 +1.8 +2.9 +0.5	年間625時間 44% 677.5億トンキロ 多様な受取方法50% 社会実装174件 －
総計(①+②)	+18.7 ～ +10.7 ～ +0.7	

第9回 2030年度に向けた総合物流施策大綱に関する検討会資料(令和8年2月26日)を基に作成

【食料・農業・農村基本計画のKPI(2030年度)】

・生鮮食料品等の中継共同物流拠点数	15か所(官2、民13)(2025年度) →30か所(官8、民22)
・船舶、鉄道等による農水産品・食品の輸送の割合	3%(2024年度)→6%

【物流事業者に対する青果物流通に関するアンケート】

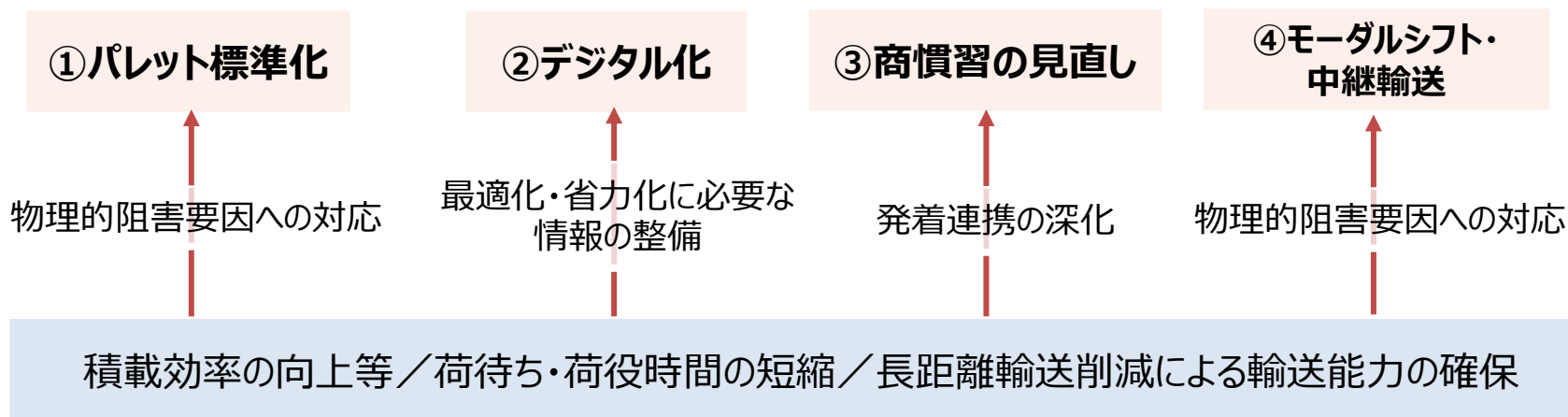
・青果物流通におけるパレット化率	58.4%(2024年度)
------------------	---------------

○物流効率化と取引適正化を進める制度整備が進み、これへの対応は喫緊の課題。

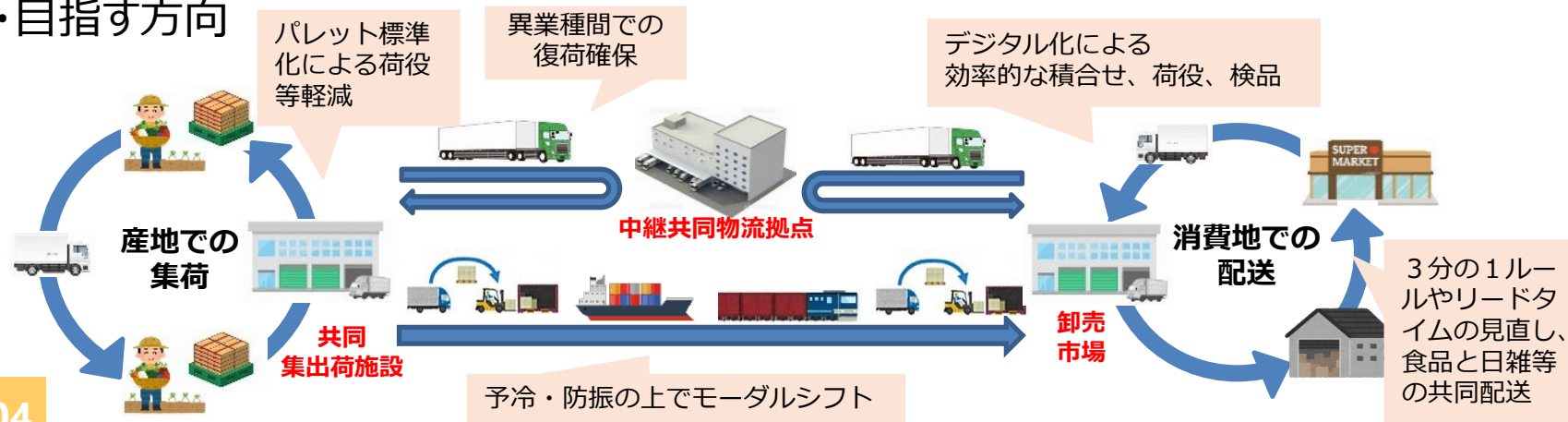
- ・ 物流効率化法により全ての荷主への物流効率化の努力義務化。一定規模以上の荷主(特定荷主)に対しては、物流統括管理者の選任や中長期計画の策定等を義務化。(R8.4.1全面施行)
- ・ 取適法による特定運送委託(発荷主とトラック事業者の運送契約)の規制対象化。(R8.1.1施行)
- ・ トラック法改正による適正原価を継続的に下回る運賃の禁止(R7.6.11公布から3年以内施行)。

○食料システム法により流通合理化作業活動や、取引条件の協議・商慣習の見直しも後押し。

○ 2025年度～2030年度の重点取組事項



・目指す方向



食品等の流通を確保し、食料・農業・農村基本計画等に基づく農林水産施策を推進する基盤とする

- 今後、世界的な人口増加等により食料需要が増大する一方、気候変動の影響等による供給力の低下により食料の確保が困難となるおそれ。食料の安定供給の確保及び稼げる農林水産業の創出に向け、既存の施策に加え、官民投資の促進を通じ、フードテックを強力に推進。
- 令和8年7月の日本成長戦略本部(本部長:内閣総理大臣)において、植物工場や陸上養殖などフードテック分野について、我が国の勝ち筋や市場獲得目標、講じるべき政策等を盛り込んだ官民投資ロードマップを策定。

＜官民投資ロードマップを策定したフードテック4分野の概要＞

植物工場

- 高度な環境制御等により気候の影響を受けにくく、計画的な生産や限られた空間で高効率な生産が可能であり、食料の安定供給に寄与。
- 我が国は、大規模植物工場を長期的に商業運営し、世界初のモジュールタイプの人工光型植物工場を開発するなど、世界トップレベルの技術とビジネスを継続させてきた実績。



モジュール型の植物工場



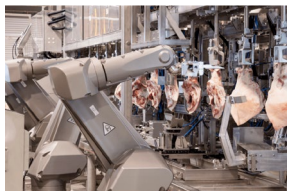
モジュール内で栽培中のレタス



一般的な大規模植物工場

食品機械

- 我が国食品加工機械はソフト・ハード両面に強みがあり、国内外への事業展開により食品産業の生産性向上に寄与。
- 我が国では鮮度にこだわる食文化を背景に、食品の鮮度保持技術が進展しており、その社会実装により食品の輸出拡大に貢献。



自動食肉加工ロボット



鮮度保持設備

陸上養殖

- 海洋と切り離れた養殖システムにより気候の影響を受けにくく、安定的な食料生産が可能であり、食料の安定供給に寄与。
- 世界をリードする水処理・浄化技術や、最先端のゲノム関連技術を用いた陸上養殖向け品種など日本の強みを活かした養殖事業が展開。



大規模閉鎖循環式サーモン養殖



可食部
1.2倍
飼料
2割減



成長性
1.9倍
飼料
4割減

最先端のゲノム関連技術による新品種開発

新規食品

- 世界的なたんぱく質需要、環境・健康等の社会課題に対応するものとして、非動物由来たんぱく食品や機能性・栄養食品などの新規食品の開発が進行。
- 豊かな食文化を背景とした発酵技術や調味技術などが日本の強み。



植物由来だし



米由来たんぱく質



栄養バランスを高度に調整したかつ丼

食料システム法の概要

- 食品産業による食品等の持続的な供給に向けた事業活動の促進と合理的な費用を考慮した価格形成を両輪とする「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（食料システム法）が、令和7年6月に成立。

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定

食料システム法の第1の柱 ～合理的な費用を考慮した価格形成～

【事業者の努力義務】

- (1) 農水大臣が、食品等取引実態調査を実施
- (2) 事業者は、次の措置を講ずるよう努力
 - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議
 - ② 持続的な供給に資する取組(商慣習の見直し等)の提案があった場合、検討・協力※事業者の行動規範(判断基準)を省令で策定
- (3) 農水大臣は、必要に応じて、指導・助言、勧告・公表等を実施
※ 不公正な取引方法に該当する場合、公取委に通知

【コスト指標の作成・活用】

- (4) 農水大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定

合理的な価格形成の実現

食料システム法の第2の柱 ～食品産業の持続的な発展～

【計画の認定制度】

- (1) 食品等事業者が、次に関する計画を作成
 - ① 安定取引関係確立事業活動
 - ② 流通合理化事業活動
 - ③ 環境負荷低減事業活動
 - ④ 消費者選択支援事業活動※ ①～④には技術研究開発、事業再編を含む
- (2) 地方公共団体等、(1)の活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成

【認定による主なメリット】

- (3) 農水大臣が認定した場合、支援措置を実施
 - ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
 - ② 農研機構の研究開発設備の供用※ このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例
- ③ 補助金等で整備された施設等の有効活用等

食品の付加価値の向上

(参考) 米のコスト指標

- ・(公社)米穀機構が、令和8年4月7日に公表
- ・同機構内「コスト指標作成等委員会」で議論(生産・集出荷、卸売、小売団体等が参画)
- ・生産～小売の4段階のコスト指標の合計は、506.9円/玄米1kg(税込。令和8年4月時点)
※精米換算すると、2,816円/精米5kg(玄米から精米の歩留まりを0.9とする)

【令和7年4月時点】

【令和8年4月時点】

(円/玄米1kg)(税込)

生産 331.0

生産 342.3

対前年比+3.4%

集荷 41.1

集荷 42.3

対前年比+2.9%

卸売 38.6

卸売 39.1

対前年比+1.3%

小売 81.7

小売 83.2

対前年比+1.8%

出典：(公社)米穀機構の資料「米のコスト指標」を元に、農水省にて改変